

鳥インフルエンザの発生状況について

令和 7 年 1 月 20 日

鳥インフルエンザ防疫対策緊急全国会議

農 林 水 産 省

消費・安全局

目 次

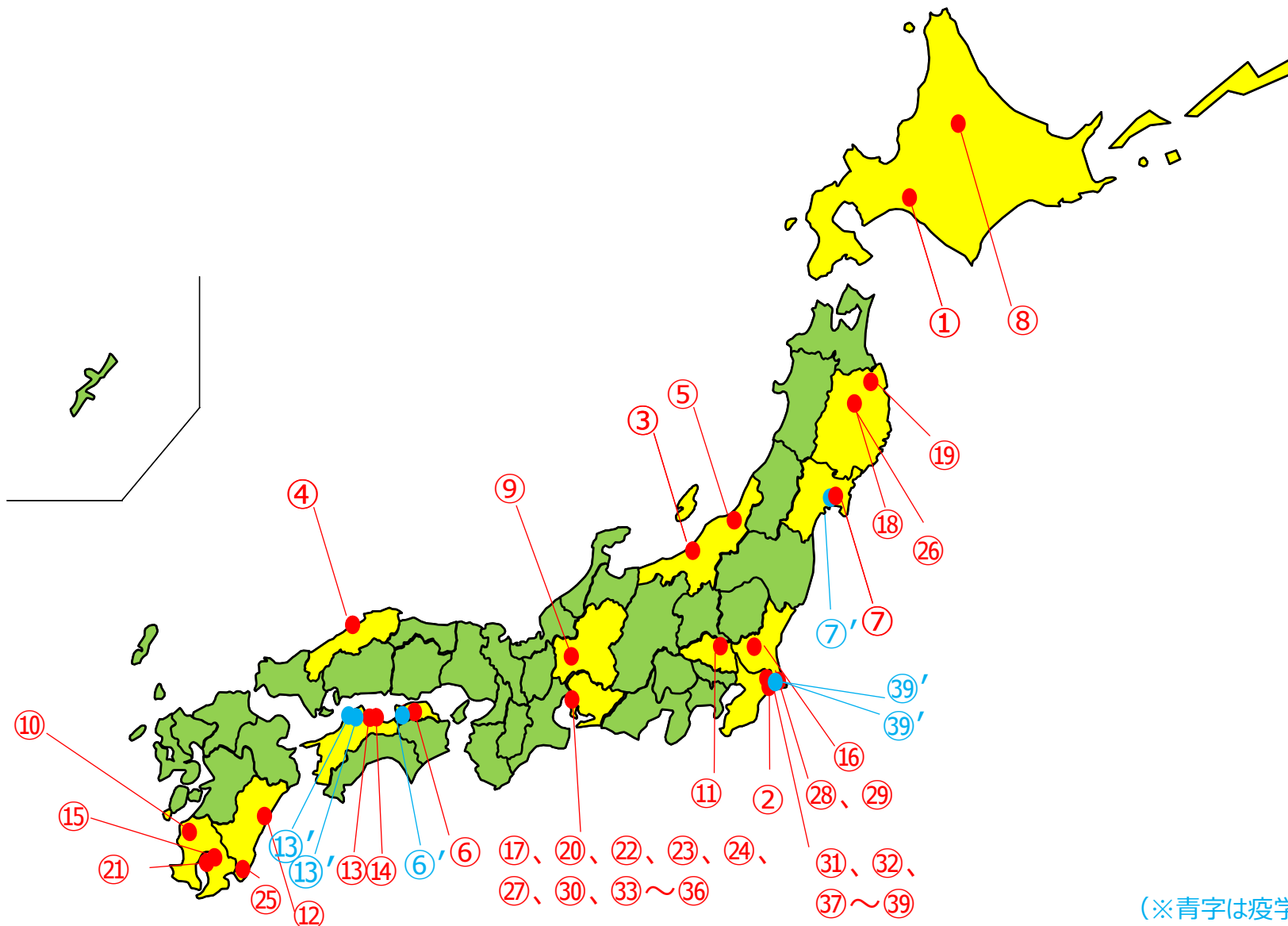
1	今シーズンの発生事例・防疫措置の進捗状況	2
2	今シーズンの発生状況	7
3	過去シーズンとの発生状況の比較	8
4	地域でのまん延を防ぐための取組の強化	10
5	危機感の共有に向けた現場への周知	11
6	早期通報の徹底	12

(参考) 愛知県における高病原性鳥インフルエンザの続発事例に関する現地対策会議資料

参考 1	養鶏場の集中地域におけるHPAIまん延防止対策強化のポイント	13
参考 2	現地対策会議概要	14

1 今シーズンの発生事例・防疫措置の進捗状況 ①

○ 今シーズンは、令和6年10月17日に国内1例目が確認されて以来、
令和7年1月19日14時00分時点で14道県39事例発生し、約693万羽が殺処分の対象となっている。



(※青字は疫学関連農場)

1 今シーズンの発生事例・防疫措置の進捗状況 ②

○ 今シーズンは、令和6年10月17日に国内1例目が確認されて以来、
令和7年1月19日14時00分時点で14道県39事例発生し、約693万羽が殺処分の対象となっている。

事例数：39事例（防疫措置対象：農場 45施設 約693万羽）					農林水産省 対策本部	防疫対応状況			
発生場所		発生日 ※ 1	飼養羽数 ※ 2、3	防疫措置（殺処分・消毒等）		搬出制限区域 解除	移動制限区域 解除		
				開始				完了	
①	北海道 1	養鶏場 （北海道厚真町）	令和 6 年 10月17日	約2.0万羽 （肉用鶏・平飼い）	10月17日	10月17日 10時00分	10月20日 18時00分	11月 1 日 0 時00分	11月11日 0 時00分
②	千葉 1	養鶏場 （千葉県香取市）	令和 6 年 10月23日	約3.7万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	10月23日 （持ち回り）	10月23日 8 時00分	10月24日 18時00分	11月 5 日 0 時00分	11月15日 0 時00分
③	新潟 1	養鶏場 （新潟県上越市）	令和 6 年 10月26日	188羽 （採卵鶏・平飼い）	10月26日 （持ち回り）	10月26日 10時00分	10月26日 15時00分	11月 7 日 0 時00分	11月17日 0 時00分
④	島根 1	養鶏場 （島根県大田市）	令和 6 年 10月31日	約40.2万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	10月31日 （持ち回り）	10月31日 4 時30分	11月10日 9 時15分	11月21日 0 時00分	12月 2 日 0 時00分
⑤	新潟 2	養鶏場 （新潟県胎内市）	令和 6 年 11月 6 日	約33.7万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	11月 6 日 （持ち回り）	11月 6 日 8 時00分	11月12日 17時00分	11月24日 0 時00分	12月 4 日 0 時00分
⑥	香川 1	養鶏場 （香川県三豊市）	令和 6 年 11月 7 日	約4.3万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	11月 7 日 （持ち回り）	11月 7 日 22時00分	11月12日 15時00分	11月24日 0 時00分	12月 4 日 0 時00分
⑥′	香川 1	養鶏場 （香川県観音寺市）		約2.8万羽 （採卵鶏）				-	-
⑦	宮城 1	養鶏場 （宮城県石巻市）	令和 6 年 11月10日	約12.3万羽 （肉用鶏・平飼い）	11月10日 （持ち回り）	11月10日 11時00分	11月16日 17時00分	11月28日 0 時00分	12月 8 日 0 時00分
⑦′	宮城 1	養鶏場 （宮城県石巻市）		約4.8万羽 （肉用鶏）				-	-
⑧	北海道 2	養鶏場 （北海道旭川市）	令和 6 年 11月12日	約4.4万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	11月12日 （持ち回り）	11月12日 1 時00分	11月16日 13時00分	11月28日 0 時00分	12月 8 日 0 時00分
⑨	岐阜 1	養鶏場 （岐阜県本巣市）	令和 6 年 11月19日	約1.5万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	11月19日 （持ち回り）	11月19日 8 時30分	11月22日 10時20分	12月 4 日 0 時00分	12月14日 0 時00分
⑩	鹿児島 1	養鶏場 （鹿児島県出水市）	令和 6 年 11月20日	約11.3万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	11月20日 （持ち回り）	11月20日 7 時00分	11月25日 12時00分	12月 6 日 12時00分	12月17日 0 時00分
⑪	埼玉 1	家きん農場 （埼玉県行田市）	令和 6 年 11月25日	2,528羽 （あひる（肉用）・平飼い）	11月25日 （持ち回り）	11月25日 8 時00分	11月26日 10時00分	12月 8 日 0 時00分	12月18日 0 時00分
⑫	宮崎 1	養鶏場 （宮崎県川南町）	令和 6 年 12月 3 日	約2.7万羽 （肉用鶏・平飼い）	12月 3 日 （持ち回り）	12月 3 日 7 時00分	12月 4 日 14時00分	12月15日 14時00分	12月26日 0 時00分

※1 疑似患畜と確認した日 ※2 飼養方法は主として疫学調査結果から引用。ただし、疫学関連農場については疫学調査を実施していないため飼養方法は記載せず。 ※3 飼養羽数は殺処分が完了するまでは、疑似患畜確認時の羽数を記載。

1 今シーズンの発生事例・防疫措置の進捗状況 ③

○ 今シーズンは、令和6年10月17日に国内1例目が確認されて以来、
令和7年1月19日14時00分時点で14道県39事例発生し、約693万羽が殺処分の対象となっている。

事例数：39事例（防疫措置対象：農場 45施設 約693万羽）					農林水産省 対策本部	防疫対応状況			
発生場所			発生日 ※ 1	飼養羽数 ※ 2、3		防疫措置（殺処分、消毒等）		搬出制限区域 解除	移動制限区域 解除
						開始	完了		
⑬	愛媛 1	養鶏場 (愛媛県西条市)	令和 6 年 12月10日	約14.2万羽 (採卵鶏・ケージ飼い)	12月10日 (持ち回り)	12月10日 8時00分	12月20日 20時00分	1月6日 6時00分	1月17日 0時00分
⑬′	愛媛 1	養鶏場 (愛媛県西条市)		約8.9万羽 (採卵鶏)				-	-
⑬′	愛媛 1	養鶏場 (愛媛県今治市)		7羽 (採卵鶏)				-	-
⑭	愛媛 2	養鶏場 (愛媛県西条市)	令和 6 年 12月19日	約11.0万羽 (採卵鶏・ケージ、平飼い)	12月19日 (持ち回り)	12月19日 9時00分	12月26日 9時00分	1月6日 6時00分	-
⑮	鹿児島 2	養鶏場 (鹿児島県霧島市)	令和 6 年 12月20日	約9.0万羽 (肉用鶏・平飼い)	12月20日 (持ち回り)	12月20日 10時00分	12月23日 18時00分	1月3日 12時00分	-
⑯	茨城 1	養鶏場 (茨城県八千代町)	令和 6 年 12月29日	約107.9万羽 (採卵鶏・ケージ飼い)	12月29日 (持ち回り)	12月29日 12時00分	1月17日 10時00分	-	-
⑰	愛知 1	養鶏場 (愛知県常滑市)	令和 7 年 1月2日	約14.4万羽 (採卵鶏・ケージ飼い)	1月2日 (持ち回り)	1月2日 8時00分	-	-	-
⑱	岩手 1	養鶏場 (岩手県盛岡市)	令和 7 年 1月2日	約12.0万羽 (採卵鶏・ケージ飼い)	1月2日 (持ち回り)	1月2日 9時00分	1月6日 18時00分	-	-
⑲	岩手 2	養鶏場 (岩手県軽米町)	令和 7 年 1月5日	約4.8万羽 (肉用鶏・平飼い)	1月5日 (持ち回り)	1月5日 9時00分	1月7日 21時00分	1月18日 9時00分	-
⑳	愛知 2	養鶏場 (愛知県常滑市)	令和 7 年 1月6日	約12.3万羽 (採卵鶏・ケージ飼い)	1月6日 (持ち回り)	1月6日 8時00分	-	-	-
㉑	鹿児島 3	養鶏場 (鹿児島県霧島市)	令和 7 年 1月7日	約12.0万羽 (肉用鶏・平飼い)	1月7日 (持ち回り)	1月7日 9時00分	1月9日 16時00分	-	-
㉒	愛知 3	養鶏場 (愛知県常滑市)	令和 7 年 1月9日	約13.6万羽 (採卵鶏・ケージ飼い)	1月9日 (持ち回り)	1月9日 21時00分	-	-	-
㉓	愛知 4	養鶏場 (愛知県常滑市)	令和 7 年 1月10日	約5.7万羽 (採卵鶏・ケージ飼い)	1月10日	1月10日 9時40分	-	-	-
㉔	愛知 5	養鶏場 (愛知県常滑市)	令和 7 年 1月10日	約11.2万羽 (採卵鶏・ケージ飼い)	1月10日	1月10日 9時40分	-	-	-

※ 1 疑似患畜と確認した日 ※ 2 飼養方法は主として疫学調査結果から引用。ただし、疫学関連農場については疫学調査を実施していないため飼養方法は記載せず。 ※ 3 飼養羽数は殺処分が完了するまでは、疑似患畜確認時の羽数を記載。

1 今シーズンの発生事例・防疫措置の進捗状況 ④

○ 今シーズンは、令和6年10月17日に国内1例目が確認されて以来、
令和7年1月19日14時00分時点で14道県39事例発生し、約693万羽が殺処分の対象となっている。

事例数：39事例（防疫措置対象：農場 45施設 約693万羽）					農林水産省 対策本部	防疫対応状況			
発生場所			発生日 ※1	飼養羽数 ※2、3		防疫措置（殺処分、消毒等）		搬出制限区域 解除	移動制限区域 解除
						開始	完了		
②⑤	宮崎2	養鶏場 （宮崎県串間市）	令和7年 1月11日	約3.0万羽 （肉用鶏・平飼い）	1月11日 （持ち回り）	1月11日 7時00分	1月12日 13時50分	-	-
②⑥	岩手3	養鶏場 （岩手県盛岡市）	令和7年 1月11日	約40.4万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	1月11日 （持ち回り）	1月11日 9時00分	1月16日 21時00分	-	-
②⑦	愛知6	養鶏場 （愛知県常滑市）	令和7年 1月11日	約1.7万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	1月11日 （持ち回り）	1月11日 22時00分	-	-	-
②⑧	千葉2	養鶏場 （千葉県銚子市）	令和7年 1月12日	約41.0万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	1月12日 （持ち回り）	1月12日 14時00分	-	-	-
②⑨	千葉3	養鶏場 （千葉県銚子市）	令和7年 1月15日	約42.0万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	1月15日	1月15日 16時00分	-	-	-
③⑩	愛知7	養鶏場 （愛知県常滑市）	令和7年 1月16日	約8.3万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	1月16日 （持ち回り）	1月16日 22時00分	-	-	-
③⑪	千葉4	養鶏場 （千葉県旭市）	令和7年 1月16日	約3.7万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	1月16日 （持ち回り）	1月16日 23時00分	-	-	-
③⑫	千葉5	養鶏場 （千葉県旭市）	令和7年 1月18日	約48.0万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	1月18日 （持ち回り）	1月18日 16時00分	-	-	-
③⑬	愛知8	養鶏場 （愛知県半田市）	令和7年 1月19日	約12.7万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	1月19日 （持ち回り）	1月19日 10時00分	-	-	-
③⑭	愛知9	養鶏場 （愛知県半田市）	令和7年 1月19日	約20.6万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	1月19日 （持ち回り）	1月19日 10時00分	-	-	-
③⑮	愛知10	養鶏場 （愛知県常滑市）	令和7年 1月19日	約5.9万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	1月19日 （持ち回り）	1月19日 10時00分	-	-	-
③⑯	愛知11	養鶏場 （愛知県阿久比町）	令和7年 1月19日	約25.1万羽 （うずら・ケージ飼い）	1月19日 （持ち回り）	1月19日 10時00分	-	-	-
③⑰	千葉6	養鶏場 （千葉県銚子市）	令和7年 1月19日	約28.0万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	1月19日 （持ち回り）	1月19日 16時00分	-	-	-
③⑱	千葉7	養鶏場 （千葉県銚子市）	令和7年 1月19日	約36.0万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	1月19日 （持ち回り）	1月19日 16時00分	-	-	-

※1 疑似患畜と確認した日 ※2 飼養方法は主として疫学調査結果から引用。ただし、疫学関連農場については疫学調査を実施していないため飼養方法は記載せず。※3 飼養羽数は殺処分が完了するまでは、疑似患畜確認時の羽数を記載。

1 今シーズンの発生事例・防疫措置の進捗状況 ⑤

○ 今シーズンは、令和 6 年10月17日に国内 1 例目が確認されて以来、
令和 7 年 1 月19日14時00分時点で14道県39事例発生し、約693万羽が殺処分の対象となっている。

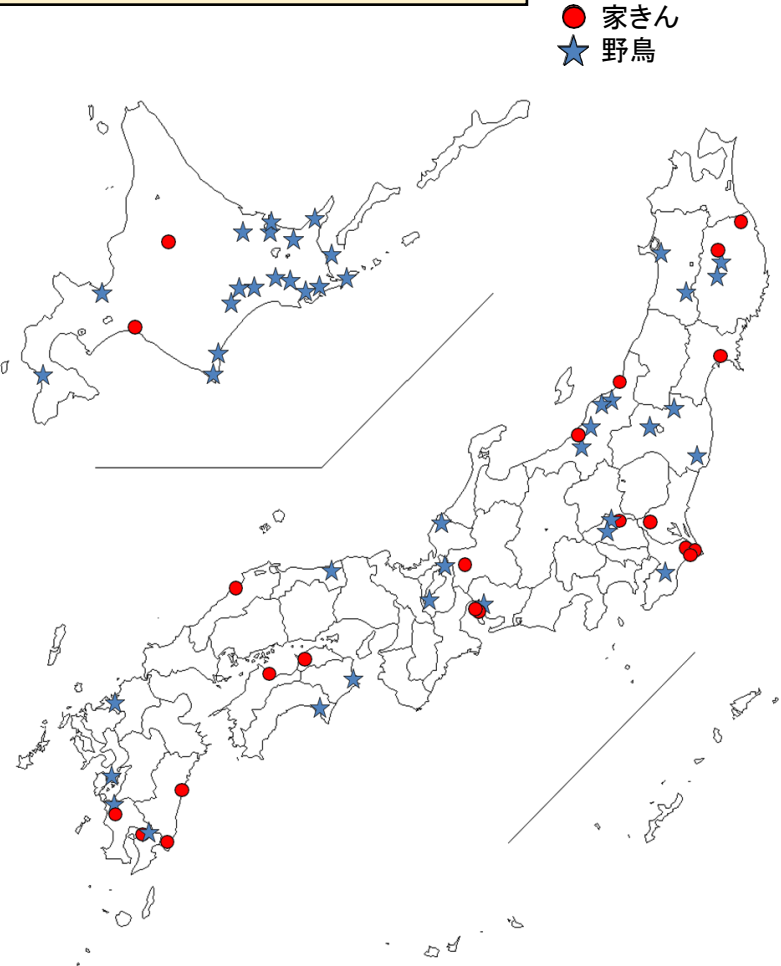
事例数：39事例（防疫措置対象：農場 45施設 約693万羽）					農林水産省 対策本部	防疫対応状況			
発生場所			発生日 ※ 1	飼養羽数 ※ 2、3		防疫措置（殺処分、消毒等）		搬出制限区域 解除	移動制限区域 解除
						開始	完了		
㊸	千葉 8	養鶏場 （千葉県旭市）	令和 7 年 1 月19日	約1.7万羽 （採卵鶏、ケージ飼い）	1 月19日 （持ち回り）	1 月19日 16時00分	-	-	-
㊸'	千葉 8	養鶏場 （千葉県旭市）		約12.2万羽 （採卵鶏、ケージ飼い）				-	-
㊸'	千葉 8	養鶏場 （千葉県旭市）		約1.7万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）				-	-

※ 1 疑似患畜と確認した日 ※ 2 飼養方法は主として疫学調査結果から引用。ただし、疫学関連農場については疫学調査を実施していないため飼養方法は記載せず。 ※ 3 飼養羽数は殺処分が完了するまでは、疑似患畜確認時の羽数を記載。

2 今シーズンの発生状況 (令和7年1月19日14時00分時点)

- 今シーズンの初動は、家きんでは過去最多の発生となった令和4年シーズンに匹敵するペースで発生。トップシーズンである1月に発生が急増。全国どこで起きてもおかしくない状況。
- 対策の基本は、飼養衛生管理の遵守徹底。

令和6年シーズンの発生状況



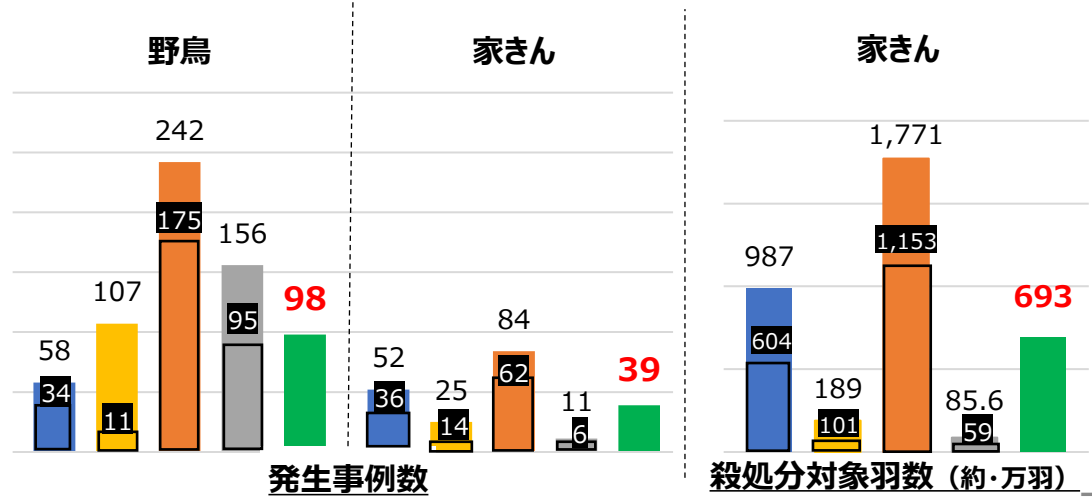
過去シーズンとの比較

(1) 初発、最終確認日

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
野鳥	初発	10月24日	11月8日	9月25日	10月4日	9月30日
	最終確認	3月3日	5月14日	4月19日	4月30日	
家きん	初発	11月5日	11月10日	10月28日	11月25日	10月17日
	最終確認	3月13日	5月14日	4月7日	4月29日	

(2) 発生事例数 (野鳥、家きん)、殺処分対象羽数 (白抜きは同日比)

■ : R2年度 ■ : R3年度 ■ : R4年度 ■ : R5年度 ■ : R6年度

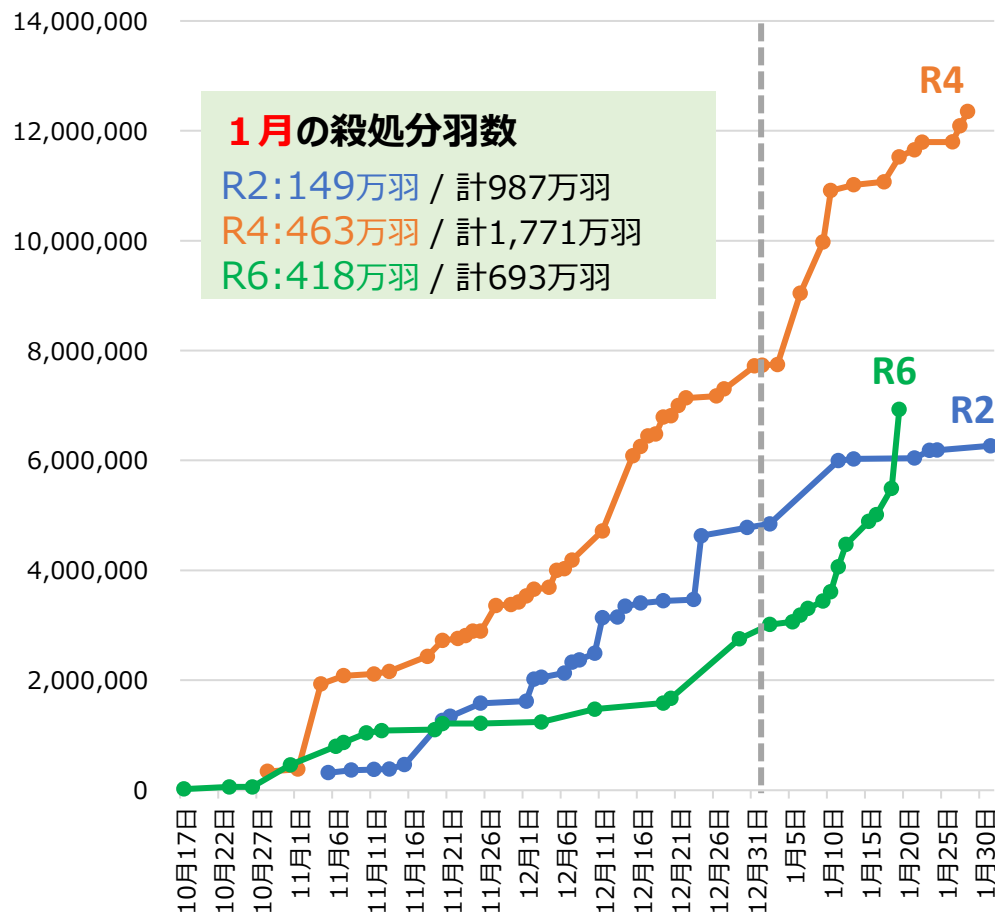


(注) 野鳥における発生事例数は環境省HP参照

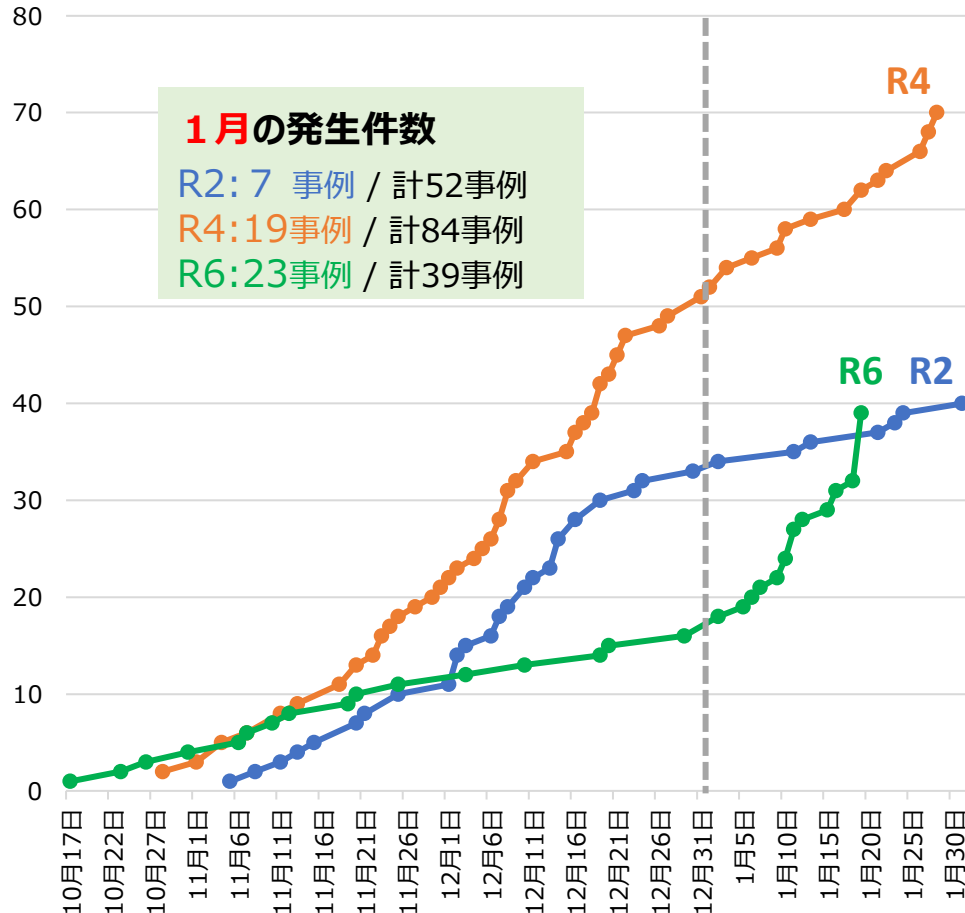
3 過去シーズンとの発生状況の比較 ①（初発以降） （令和7年1月19日14時00分時点）

- **今シーズンの発生件数**（令和7年1月19日14時00分時点で14道県39事例発生）は、過去最多の発生となった**令和4年シーズン**（同日時点で25道県62事例発生）に比べ、**同日比で約3分の2程度**。
- **令和4年シーズン**では、累計殺処分数1,771万羽のうち463万羽が1月に殺処分されており、**1月はまさにトップシーズン**。今シーズンも、**1月に発生が急増**しており、**関係者一丸となった更なる警戒と対策の徹底強化が必要**。

殺処分羽数の推移



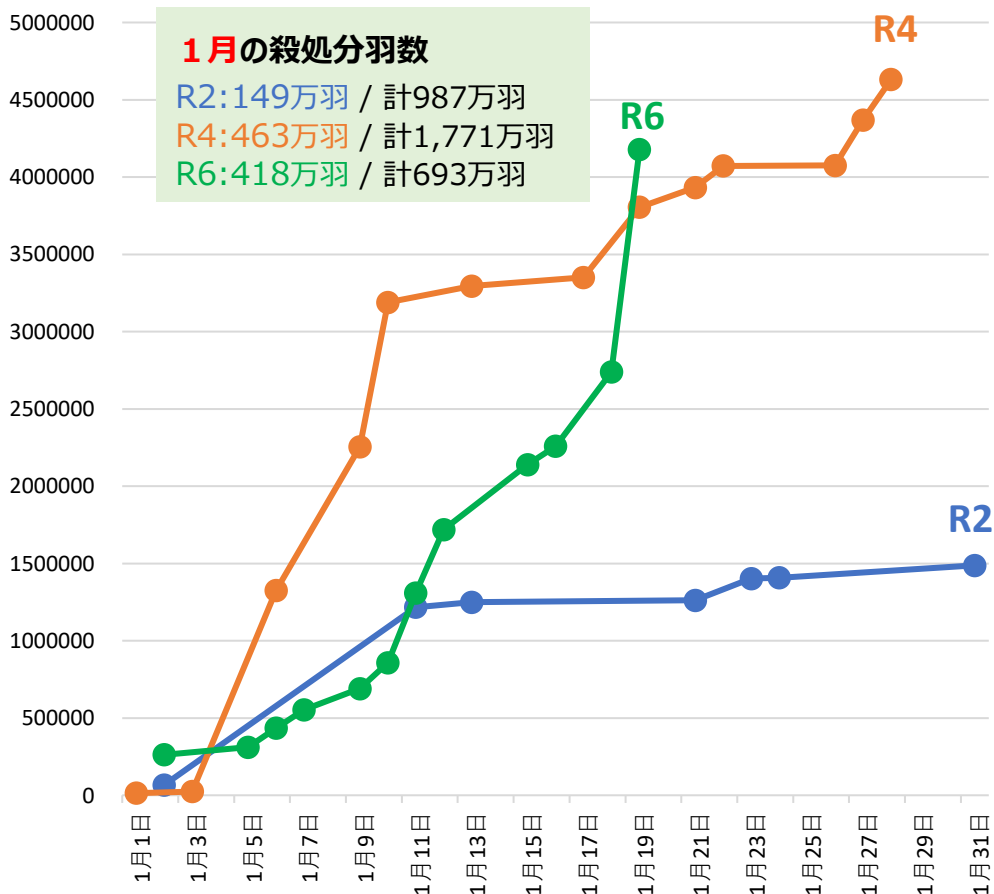
発生件数の推移



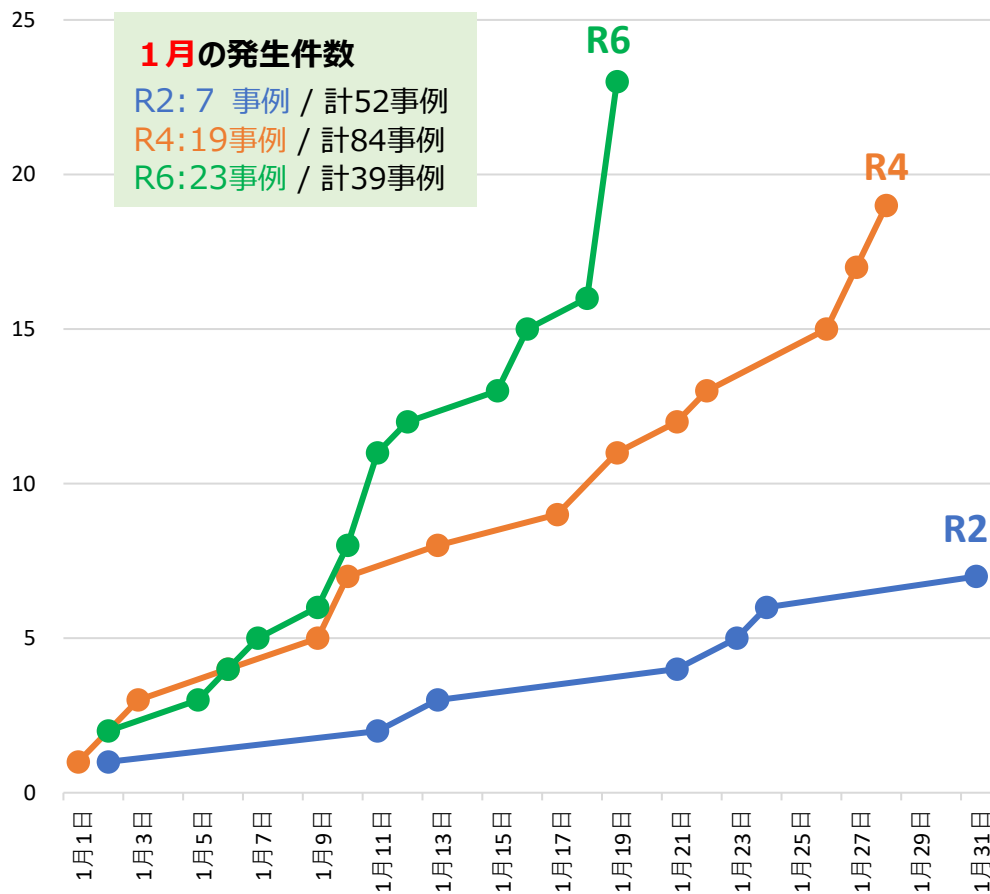
3 過去シーズンとの発生状況の比較 ②（1月）（令和7年1月19日14時00分時点）

- 今シーズンは、年明け以降、特に養鶏の集中地域における連続発生により、発生件数及び殺処分羽数が急増。
1月における発生件数及び殺処分羽数は、本日（1月19日）時点で令和4年シーズンを上回るペース。
- これ以上発生が広がらないよう、関係者一丸となった更なる警戒と対策の徹底強化が必要。

殺処分羽数の推移（1月）



発生件数の推移（1月）



4 地域でのまん延を防ぐための対応の強化

○ 令和7年初から発生が急増し、特に養鶏の集中地域における続発が顕著。この状況について危機感を共有するとともに、これ以上の拡大を防ぐため、緊急消毒の実施や早期通報の徹底、養鶏集中地域等における対策の再点検など、地域でのまん延を防ぐための取組に万全を期す必要。

○危機感の共有

- ・ 全ての関係者に、発生が続く危機的な状況を理解し対策を強化してもらうため、農家向けのリーフレットを作成し、都道府県・業界団体を通じて全国に配布するほか、SNSで発信。

○緊急消毒の実施をはじめとした地域全体のウイルス量低減

- ・ 年始以降続発が見られる3県（愛知、岩手及び千葉）において、県内全域を対象とした緊急消毒を決定。
- ・ 緊急消毒の実施時は、消石灰による消毒に加え、液状消毒液の散布による消毒を徹底。
- ・ 発生農場だけでなく、その周辺農場や道路など周辺環境での消毒も徹底するほか、消毒ポイントについて、3km・10km圏に拘らず、地域のまん延防止の観点から、機動的に設置。

○早期通報の徹底

- ・ 今シーズンの発生事例では、100羽以上の死亡が見られるまで通報がなされなかった事例や、農場から都道府県家保への通報後、国への通報まで時間を要した事例が散見。
- ・ ウイルスの増殖抑制、拡散防止の観点からも、早期通報は重要。特定症状に限らず、異状が見られれば即通報することを徹底。

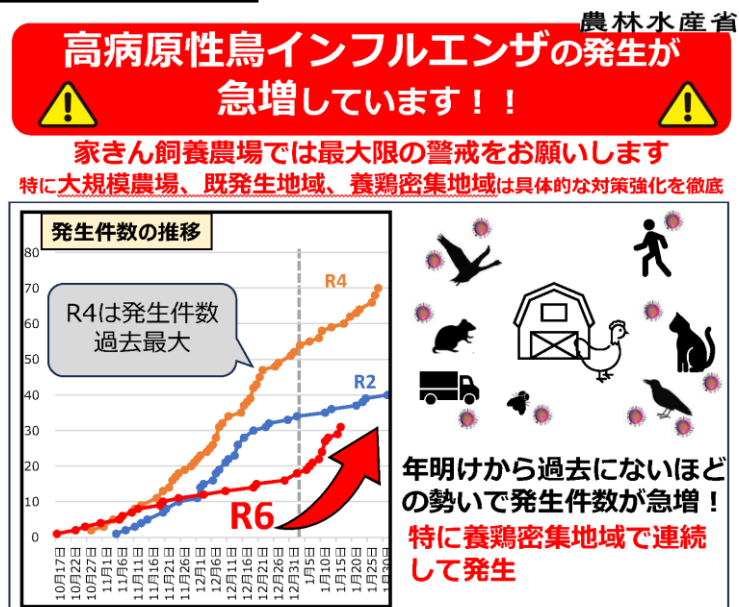
○養鶏集中地域等における対策の再点検

- ・ 大規模農場、再発農場だけでなく、養鶏の集中地域における再点検も重要。
- ・ 愛知県では、疫学の専門家による現地調査と、これを踏まえた現地対策会議を開催し、実情を踏まえた更に効果的な対策を検討。その中では、不織布シート等の緊急的な導入による入気・塵埃対策が、病原体の侵入防止対策として有効との示唆。このような知見も活用したまん延防止対策の実施強化が重要。

5 危機感の共有に向けた現場への周知

- 全ての関係者に、発生が続く危機的な状況を理解し対策を強化してもらうため、農家向けのリーフレットを作成し、都道府県・業界団体を通じて全国に配布するほか、江藤農林水産大臣からのメッセージをSNS等で発信。

農家向けリーフレット

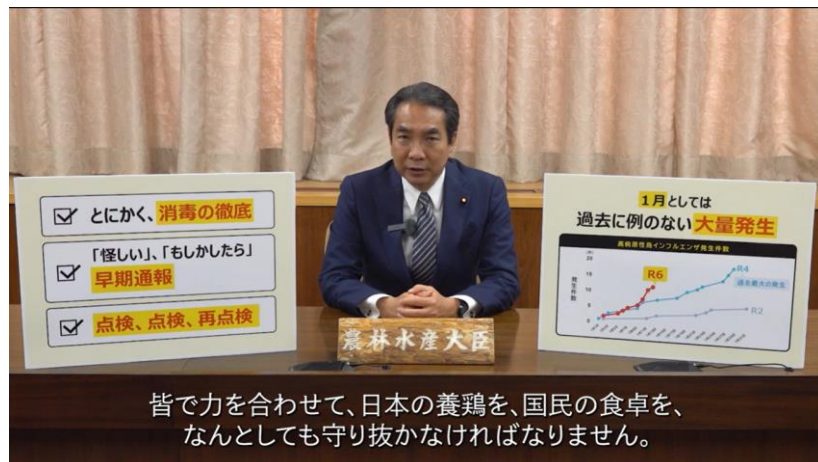


具体的な対策のポイント

- ◆ 鶏の様子が少しでもおかしいと感じたら**家畜保健衛生所に連絡を！**
- ◆ 農場周辺にウイルスが大量に存在しているので、**入退場時や敷地周辺の消毒**により人・車両・塵埃によるウイルス持ち込み防止を徹底！
- ◆ **防鳥ネットの設置・修繕、隙間の穴埋め**など、カラス等の野鳥、野生動物侵入防止対策を再点検！



SNS等によるメッセージ発信



1月15日、
江藤農林水産大臣からの
メッセージを
Youtube及びXで全国に発信。

[江藤農林水産大臣メッセージ（令和7年1月14日）養鶏農家の皆様へ](#)

6 早期通報の徹底

- 鳥インフルエンザのまん延防止のためには、発生農場からのウイルス拡散を防止することが重要であり、農場内でウイルスを増殖させず、速やかに封じ込めることが必要。
- 農場内でのウイルス増殖を防ぐためには、いかに早期に異状を発見し、防疫措置を開始できるかにかかっている。
- 異状の早期発見・早期通報が行われなかった場合は、いわゆる「通報遅れ」によって鳥インフルエンザのまん延の可能性を高めたとして、手当金が減額される事由となり得ることに留意。

手当金減額事例数

	発生事例	手当金減額事例	うち「通報遅れ」による減額事例
R2シーズン	52事例	27事例	4事例
R3シーズン	25事例	14事例	2事例
R4シーズン	84事例	42事例	10事例
R5シーズン	11事例	5事例	なし

※減額事例は、[農水省ホームページ](#)にも掲載

◆具体例

【減額割合】 手当金及び特別手当金：**2.35割減額(23.5%減額)**

【減額理由】

農場の管理者は飼養衛生管理基準に従い、来場者の消毒実施状況の記録、衛生管理区域に立ち入る際の手指消毒、衛生管理区域に入る車両の消毒及び車内における交差汚染防止対策、衛生管理区域専用の衣服の着用及び更衣する際の交差汚染防止対策、家きん舎に立ち入る際の靴の交換、防鳥ネットの設置及び修繕、衛生管理区域の除草や資材の整理整頓等を行う必要がありますが、当該農場ではこれらが適切に行われていませんでした。**また、家きんに異状が認められていたにもかかわらず、7日間家畜保健衛生所への通報がなされませんでした。**

早期通報の呼び掛け（江藤農林水産大臣メッセージ）

◆令和7年1月7日（農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部）

早期通報が出来なかった農場が残念ながら見られます。
「違うのではないか、鳥インフルエンザではないのではないか。」
そう思いたい気持ちも分からないでもない。自分のところで発生すれば、移動制限が敷かれて周りの農場にも御迷惑をかける。躊躇する気持ちも分かりますが、しかし、**早期に通報することが、最終的には被害の拡大を防ぐ一番の方法であります。**何度も申し上げますが、どんなに努力をしても人間の努力には限界があり、（ウイルスが）入ってしまうときは入ってしまう。しかしそれは、自分を責める気持ちもあるかもしれませんが、そういう気持ちをお持ちになるよりも、**怪しいと思ったら、間違いでもいいから通報し、検査を受けていただく。これがこの養鶏業界を守る一番の道だと思っております。**

◆令和7年1月14日（農林水産大臣メッセージ）

第二に、**早期通報**です。
残念ながら、相変わらず、通報が遅い事例が多いです。
私の出身・宮崎県では、**「空振り」の通報が増えました。**
それで良いのです。
「怪しい」「もしかしたら」と少しでも感じたら、とにかく通報してください。
地域を守るため、早期通報の徹底を、お願いします。

養鶏場の集中地域におけるHPAIまん延防止対策強化のポイント

(参考1)

環境中ウイルスの増加が懸念される養鶏集中地域では、各農場における防疫対策の強化に加え、発生状況や地域の実情に応じて、地域的なウイルス拡散リスク低減対策を実施

発生農場の防疫措置における拡散防止対策

- 塵埃の発生防止対策（鶏舎の排気口対策、作業エリアや農場敷地内の逆性石鹼による頻回噴霧消毒）
- 防疫作業におけるウイルス飛散防止（鶏舎内で殺処分した死体の袋詰め等）
- 野生動物の拡散防止（粘着シート、壁等の隙間の目張り、防鳥ネット設置等）
- 発生農場への出入り管理（車両消毒の徹底、死体搬出車両等のルート調整等）

周辺農場における対策強化

- 農場内外における頻回消毒
- カラス等野生動物の誘引防止対策（鶏舎・堆肥場への防鳥ネット設置・破損の修繕、死鳥や廃棄卵の適切処理、こぼれ餌の清掃等）
- ねずみ等対策の強化（粘着シート、捕獲器等）
- 地域の風向きや気象も考慮した入気対策、塵埃対策（フィルター、不織布シート、噴霧装置）
- 出入りする車両の動線調整（不要不急の通行の回避、周辺地域の迂回の検討）
- 従業員だけでなく事業者も含めた例外なき入場者の衛生対策（衣服・長靴交換、手指消毒等の徹底）

周辺地域における対策

- 発生地域へ出入りする車両の消毒強化（タイヤ溝も徹底。消毒ポイントの追加）
- 畜産関係車両が多く通行するルートの路面消毒
- 共通施設での交差汚染防止

その他の地域も含む共通対策

- 異状の早期発見、早期通報の徹底（怪しいと思ったらすぐ通報）
- 飼養衛生管理の再徹底、再点検
- 鶏の飼養管理ミスをしない（餌・水切れ等）

愛知県における高病原性鳥インフルエンザの続発事例に関する
現地対策会議概要
(令和 7 年 1 月 17 日開催)

1 愛知県常滑市における HPAI 続発事例の疫学的分析

【最初に侵入した要因に関する状況について】

- (1) 発生地域には、農業用のため池、農業用水路、河川が存在し、水きん類が確認されている。これら水きん類により、当該地域に高病原性鳥インフルエンザ（以下「HPAI」という。）ウイルスが持ち込まれた可能性がある。
- (2) 発生地域ではカラスが多数上空を飛んでおり、周辺の雑木林にカラスのねぐらが存在すると考えられる。また、1 例目農場においては、HPAI 陽性のハシブトガラスが確認されている。このことから、今シーズン、当該地域のカラス群で HPAI ウイルスが循環しており、1 例目農場に感染をもたらした可能性が疑われる。
- (3) 1～3 例目の所在する養鶏団地には、空き鶏舎が存在し、野生動物の住処となっていた可能性がある。

【周辺拡大要因に関する状況について】

- (4) 常滑市においては、12 月～1 月はほぼ降雨がなく、低温・乾燥が続いている。このことが HPAI ウイルスにとって生存しやすい環境となった可能性がある。また、12 月～1 月は北～北西から強い風が吹く日が多く、この風により、HPAI ウイルスが地域で拡散した可能性がある。
- (5) (2) のとおり、カラス群で HPAI ウイルスが循環している可能性があり、感染しているカラスやその他の鳥類が周辺地域へウイルスを拡散させるおそれがある。
- (6) 高いレベルでの飼養衛生管理が実施されていると考えられるウインドウレス鶏舎の農場においても、発生が確認されており、入気口からの HPAI ウイルス侵入の可能性も考えられる。
- (7) 1 例目の発生鶏舎については、誘導換羽中であつたため、異状の発見が遅れた可能性があり、その間ウイルス量がかなり増大していたことが疑われる。
- (8) なお、本疫学的分析は現時点で得られている情報に基づくものであり、今後のウイルス学的な分析の結果等を踏まえ、引き続き分析を行う。

2 1を踏まえた発生地域周辺の農場における対策

- (1) 常滑市では今後も低温・乾燥が続くと考えられることから、浮遊している HPAI ウイルスを物理的に落下させる効果も期待して入気口付近で液状の消毒薬を散布することが望ましい。
- (2) 農場内で使用しなくなった鶏舎や廃業した農場の鶏舎がある場合、野生動物が隠れる格好の場所となり得ることから、閉鎖し施錠できる場合は確実にこれを行い、難しい場合は鶏舎内を整理整頓し、可能な限り毎日見回りを行うことが有効である。

3 特に養鶏密集地域において行うべき対策

- (1) 養鶏密集地域においてひとたび1農場で HPAI の発生が起これば、その後の続発のリスクが高いため、初発例を起こさないようより一層高いレベルの発生予防対策が求められる。個々の農場における飼養衛生管理の徹底はもちろんのこと、農場と地域が一体となった取り組みが推奨される。地域すべての農場及びその周辺における消毒の励行、鶏舎及び堆肥施設等における防鳥ネットの設置、死亡鶏や廃棄卵の適切な処理やこぼれ餌の清掃等野鳥及び野生動物の誘引防止等の対策を徹底し、地域として HPAI ウイルスの侵入の隙を作らない取組が重要である。
- (2) ひとたび HPAI ウイルスが鶏群に侵入すると急速に増殖をする。続発を起こさないためには異状鶏の早期発見・通報が極めて重要である。飼養する鶏群の様子が少しでも普段と異なると感じた場合は、躊躇せず家畜保健衛生所へ連絡することにつき、地域全体で認識を共有することが必要。また、誘導換羽中は、異状を見落としやすいことから、その点を留意し毎日の健康観察を行うことが重要。
- (3) 発生が起きてしまった場合は、迅速な防疫措置を行うことが重要である。その際、塵埃対策として鶏舎内・農場敷地内での逆性石鹼の噴霧、ネズミ等の対策として発生農場及び近隣の農場で粘着シートを設置するなど、近隣・周辺農場への HPAI ウイルスの拡散防止対策に十分留意する必要がある。加えて、発生鶏舎の殺処分完了後は、近隣農場に近い鶏舎から殺処分を進めるなど、HPAI ウイルス拡散防止の観点から、殺処分を行う鶏舎の優先順位付けを検討することが重要。
- (4) 地域内で発生した場合に塵埃等を介して感染が拡大することを防ぐため、HPAI のシーズン中は、ウィンドウレス鶏舎においては入気口へのフィルターの設置や細霧装置の設置、開放鶏舎におい

ては開口部へ消毒薬をしみこませた不織布の設置等を行うなど、飼養衛生管理基準よりも一段踏み込んだ対策を行うことが望ましい。

- (5) 周辺地域における対策として、農場外の道路等周辺環境における消毒の実施、発生エリアへ出入りする車両の消毒強化、各農場に立入る車両について可能な限りルートが重ならないようにすること、死鳥保管施設等複数の農場が共通で使用する施設における交差汚染防止対策の徹底が重要である。

上記の他、本対策会議で示された対策について、地域の実情に応じて実施することが重要である。